

## 東北地域エネルギー・温暖化対策推進会議設置要領

制定：平成17年 3月30日  
改正：平成18年 7月 6日  
改正：平成22年 7月28日  
改正：平成23年10月19日  
改正：平成28年 1月25日  
改正：平成29年10月30日  
改正：令和 元年12月10日  
改正：令和 4年10月31日  
改正：令和 5年11月28日  
改正：令和 7年 2月 6日

### 1. 目的及び設置

地域におけるエネルギー・温暖化対策に関する情報交換・共有や、エネルギー需給構造に関する実態把握等を図り、地方公共団体をはじめ地域の地球温暖化対策に関する自主的な取り組みを促進するため、東北地域エネルギー・温暖化対策推進会議（以下「推進会議」）を設置する。

### 2. 活動内容

推進会議においては、以下の活動を行う。

- (1) 関係者間の情報交換・共有・課題の洗い出し
- (2) 客観的な実態把握（基礎となるデータの提供）
- (3) 地域の地球温暖化対策に係る計画・プロジェクト等の策定・実現化支援

### 3. 組織

推進会議は、国の地方支分部局、域内の地方公共団体、エネルギー関係者、経済団体、消費者、都道府県地球温暖化防止活動推進センター、NGOなどで構成する（以下、「構成員」という）。

- (1) 構成員については、追加等することができる。
- (2) 推進会議には、必要に応じてその他の関係者を参加させることができる。

### 4. 会議の開催等

推進会議は年1回程度開催することとし、必要に応じ推進会議のもとに幹事会、分科会、ワーキンググループを設けることができる。

### 5. 事務局

推進会議の事務局は、東北経済産業局、東北地方環境事務所とし、会議の運営について、東北農政局、東北運輸局、東北地方整備局が協力する。